

新	旧
<p>秋田県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査試行要領 (平成20年9月29日建管-1632)</p> <p>(調査基準価格の算定)</p> <p>第2条 要綱第2条に規定する調査基準価格は、契約ごとに<u>10分の7.5から10分の9</u> _____の範囲内で契約担当者が次に定める額によるものとし、予定 価格算出の基礎とした設計書、仕様書等に基づき算定する。</p> <p>(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。その額が<u>入札比較価格に10分の9</u> <u>を乗じて得た額を越える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、入札比較価格に10分の</u> <u>7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。</u> _____</p> <p>①測量業務 調査基準価格の範囲 10分の<u>7.5</u>から10分の9 イ 直接測量費の額 ロ 測量調査費の額 ハ 諸経費に10分の<u>6.5</u>を乗じて得た額</p> <p><u>②-1 (削除)</u></p> <p>② <u>_____</u>土木関係及び補償コンサルタント業務(業務価格が業務原価(直接原価+その他原価)と一般管 理費等で構成されている場合) 調査基準価格の範囲 10分の<u>7.5</u>から10分の9 イ 直接人件費の額 ロ 直接経費の額</p>	<p>秋田県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査試行要領 (平成20年9月29日建管-1632)</p> <p>(調査基準価格の算定)</p> <p>第2条 要綱第2条に規定する調査基準価格は、契約ごとに_____ 10分の6か ら10分の8、10分の6から10分の9又は3分の2から10分の8(ただし、地質調査業務に おいては、<u>3分の2から10分の9</u>)の範囲内で契約担当者が次に定める額によるものとし、予定 価格算出の基礎とした設計書、仕様書等に基づき算定する。</p> <p>(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。その額が_____ _____ 入札比較価 格に10分の 8を乗じて得た額を越える場合にあっては10分の8を乗じて得た額とし、入札比較 価格に10分の9を乗じて得た額を越える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、入札比較 価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額、入札比較価格に 10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とする。ただし、地 質調査業務においては、その額が入札比較価格に10分の9を乗じて得た額を越える場合にあっては 10分の9を乗じて得た額とし、入札比較価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては 3分の2を乗じて得た額とする。</p> <p>①測量業務 調査基準価格の範囲 10分の<u>6</u>から10分の9 イ 直接測量費の額 ロ 測量調査費の額 ハ 諸経費に10分の<u>6</u>を乗じて得た額</p> <p><u>②-1 土木関係及び補償コンサルタント業務(業務価格が業務原価(直接業務費+技術経費及び諸経 費)で構成されている場合)</u> 調査基準価格の範囲 3分の2から10分の8 イ <u>直接業務費に10分の9を乗じて得た額</u> ロ <u>技術経費及び諸経費の合計に10分の6を乗じて得た額</u></p> <p>②-2 土木関係及び補償コンサルタント業務(業務価格が業務原価(直接原価+その他原価)と一般管 理費等で構成されている場合) 調査基準価格の範囲 10分の<u>6</u>から10分の9 イ 直接人件費の額 ロ 直接経費の額</p>

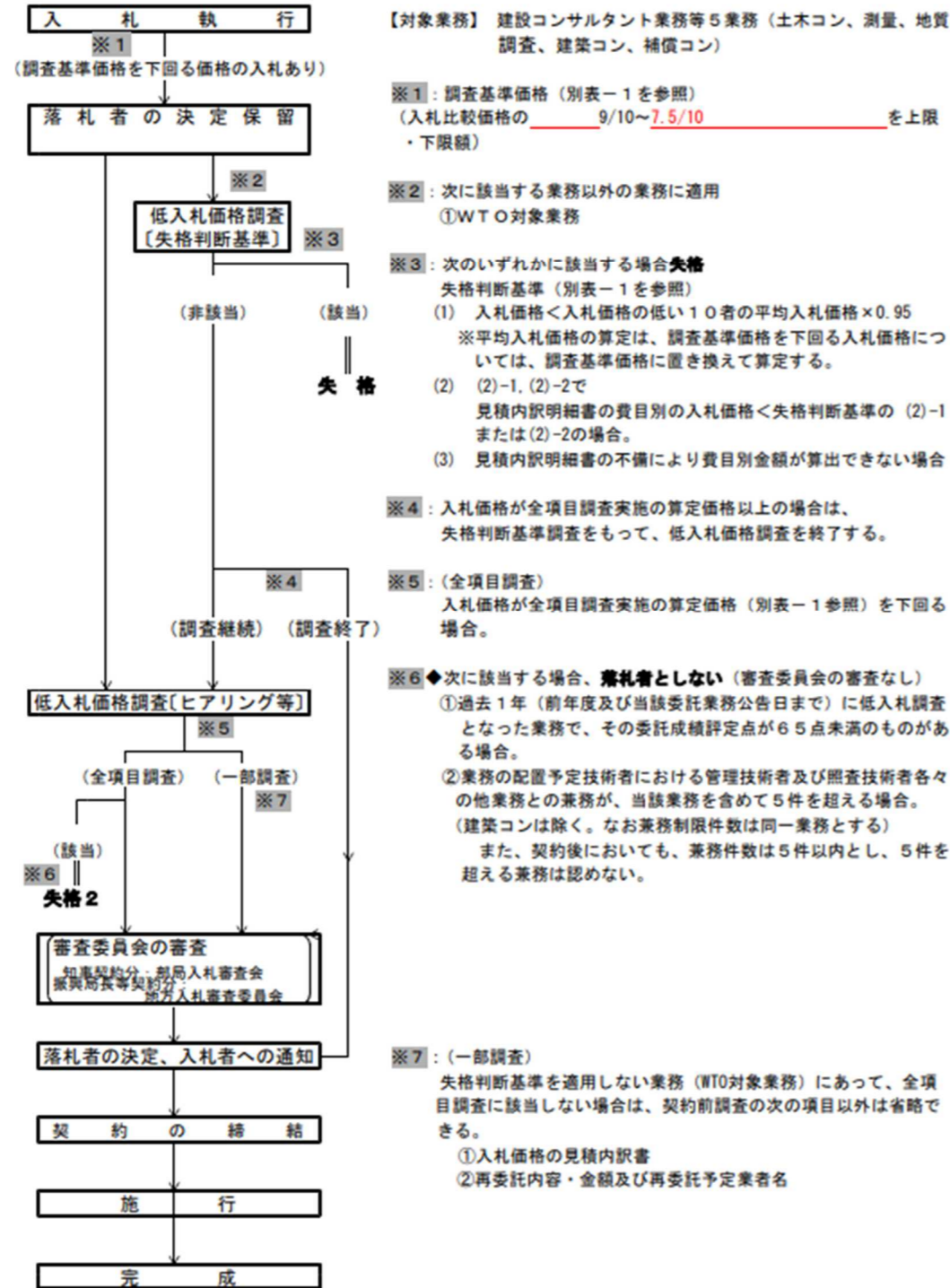
新	旧
<p>ハ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>ニ 一般管理費等の額に10分の<u>6.5</u>を乗じて得た額</p> <p>③建築関係コンサルタント業務（工事監理含む）</p> <p>調査基準価格の範囲 10分の<u>7.5</u>から10分の<u>9</u></p> <p>イ 直接人件費の額</p> <p>ロ 特別経費の額</p> <p>ハ 技術料等経費及び諸経費の合計に10分の<u>7.5</u>を乗じて得た額</p> <p>④-1 地質調査業務（解析等調査含まず）</p> <p>調査基準価格の範囲 <u>10分の7.5</u>から10分の9</p> <p>イ 直接調査費の額</p> <p>ロ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>ハ 諸経費の額に10分の<u>6.5</u>を乗じて得た額</p> <p>④-2 地質調査業務（解析等調査含む）</p> <p>調査基準価格の範囲 <u>10分の7.5</u>から10分の9</p> <p>イ 直接調査費の額</p> <p>ロ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>ハ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>ニ 諸経費の額に10分の<u>6.5</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 前号で定める額の端数処理は、次のとおりとする。</p> <p>① 業務ごとに定める額の合計額は、千円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>② 入札比較価格に10分の<u>9</u>を乗じて得た額は、千円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>③ 入札比較価格に10分の<u>7.5</u>を乗じて得た額は、千円未満を切り上げるものとする。</p> <p><u>④ (削除)</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 業務等の性格上前号の規定により難しいものについては、(1)の算定方法にかかわらず10分の<u>7.5</u>から10分の9 <u>の範囲内で適宜の割合とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 略</p> <p>(1) 測量業務においては、入札価格が設計上の直接測量費及び測量調査費の合計に10分の9.5を乗じて得た額、諸経費の額に10分の<u>6.5</u>を乗じて得た額の合計以上の場合。</p>	<p>ハ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>ニ 一般管理費等の額に10分の<u>5</u>を乗じて得た額</p> <p>③建築関係コンサルタント業務（工事監理含む）</p> <p>調査基準価格の範囲 10分の<u>6</u>から10分の<u>8</u></p> <p>イ 直接人件費の額</p> <p>ロ 特別経費の額</p> <p>ハ 技術料等経費及び諸経費の合計に10分の<u>6</u>を乗じて得た額</p> <p>④-1 地質調査業務（解析等調査含まず）</p> <p>調査基準価格の範囲 <u>3分の2</u>から10分の9</p> <p>イ 直接調査費の額</p> <p>ロ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>ハ 諸経費の額に10分の<u>5</u>を乗じて得た額</p> <p>④-2 地質調査業務（解析等調査含む）</p> <p>調査基準価格の範囲 <u>3分の2</u>から10分の9</p> <p>イ 直接調査費の額</p> <p>ロ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>ハ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>ニ 諸経費の額に10分の<u>5</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 前号で定める額の端数処理は、次のとおりとする。</p> <p>① 業務ごとに定める額の合計額は、千円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>② 入札比較価格に10分の<u>8又は9</u>を乗じて得た額は、千円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>③ 入札比較価格に10分の<u>6</u>を乗じて得た額は、千円未満を切り上げるものとする。</p> <p><u>④ 入札比較価格に3分の2を乗じて得た額は、千円未満を切り上げるものとする。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 業務等の性格上前号の規定により難しいものについては、(1)の算定方法にかかわらず10分の<u>6</u>から10分の9 <u>(ただし、地質調査業務においては、3分の2から10分の9)の範囲内で適宜の割合とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 略</p> <p>(1) 測量業務においては、入札価格が設計上の直接測量費及び測量調査費の合計に10分の9.5を乗じて得た額、諸経費の額に10分の<u>6</u>を乗じて得た額の合計以上の場合。</p>

新	旧
<p><u>(2)－1 (削除)</u></p> <p>(2) <u>土木関係及び補償コンサルタント業務</u>（業務価格が業務原価（直接原価＋その他原価）と一般管理費等で構成されている場合）においては、入札価格が設計上の直接人件費及び直接経費の合計に10分の9.5を乗じて得た額、その他原価の額に10分の9を乗じて得た額、一般管理費等の額に10分の<u>6.5</u>を乗じて得た額の合計以上の場合。</p> <p>(3) 建築関係コンサルタント業務においては、入札価格が設計上の直接人件費及び特別経費の合計の額に10分の9.5を乗じて得た額、技術料等経費及び諸経費の合計の額に10分の<u>7.5</u>を乗じて得た額の合計以上の場合。</p> <p>(4)－1 地質調査業務（解析等調査含まず）においては、入札価格が設計上の直接調査費に10分の9.5を乗じて得た額及び間接調査費に10分の8.5を乗じて得た額、諸経費の額に10分の<u>6.5</u>を乗じて得た額の合計以上の場合。</p> <p>(4)－2 地質調査業務（解析等調査含む）においては、入札価格が設計上の直接調査費に10分の9.5を乗じて得た額及び間接調査費の額に10分の8.5を乗じて得た額、解析等調査業務費の額に10分の<u>7.5</u>を乗じて得た額、諸経費の額に10分の<u>6.5</u>を乗じて得た額の合計以上の場合。</p> <p>5 前2項の規定に該当しない場合又は失格判断基準調査を実施しない場合においては、入札執行者は、最低入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて具体的に判断するため、次に掲げる事項について、詳細調査を行うものとする。ただし、失格判断基準調査を実施しない業務において、前項(1)～(4)に該当する場合は、見積内訳書及び再委託に関する事項を除き、調査すべき事項の全部又は一部を省略することができるものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>6～10 略</p> <p><u>附 則 (令和7年12月25日、建政－1452)</u> <u>この要領は、令和8年2月1日から施行する。</u></p> <p>別表（第3条関係） 失格判断基準 調査基準価格を下回る入札価格で入札した場合であって、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該入札における見積内訳書の費目別金額が次のいずれかに該当すること。 なお、次の各項で得た額は千円未満を切り捨てるものとする。</p>	<p><u>(2)－1 土木関係及び補償コンサルタント業務</u>（業務価格が業務原価（直接業務費＋技術経費及び諸経費）で構成されている場合）においては、入札価格が設計上の直接業務費の額に10分の8.5を乗じて得た額、技術経費及び諸経費の合計の額に10分の6を乗じて得た額の合計以上の場合。</p> <p>(2)－2 土木関係及び補償コンサルタント業務（業務価格が業務原価（直接原価＋その他原価）と一般管理費等で構成されている場合）においては、入札価格が設計上の直接人件費及び直接経費の合計に10分の9.5を乗じて得た額、その他原価の額に10分の9を乗じて得た額、一般管理費等の額に10分の<u>5</u>を乗じて得た額の合計以上の場合。</p> <p>(3) 建築関係コンサルタント業務においては、入札価格が設計上の直接人件費及び特別経費の合計の額に10分の9.5を乗じて得た額、技術料等経費及び諸経費の合計の額に10分の<u>6</u>を乗じて得た額の合計以上の場合。</p> <p>(4)－1 地質調査業務（解析等調査含まず）においては、入札価格が設計上の直接調査費に10分の9.5を乗じて得た額及び間接調査費に10分の8.5を乗じて得た額、諸経費の額に10分の<u>5</u>を乗じて得た額の合計以上の場合。</p> <p>(4)－2 地質調査業務（解析等調査含む）においては、入札価格が設計上の直接調査費に10分の9.5を乗じて得た額及び間接調査費の額に10分の8.5を乗じて得た額、解析等調査業務費の額に10分の<u>7.25</u>を乗じて得た額、諸経費の額に10分の<u>5</u>を乗じて得た額の合計以上の場合。</p> <p>5 前2項の規定に該当しない場合又は失格判断基準調査を実施しない場合においては、入札執行者は、最低入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて具体的に判断するため、次に掲げる事項について、詳細調査を行うものとする。ただし、失格判断基準調査を実施しない業務において、前項(1)～(5)に該当する場合は、見積内訳書及び再委託に関する事項を除き、調査すべき事項の全部又は一部を省略することができるものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>6～10 略</p> <p>別表（第3条関係） 失格判断基準 調査基準価格を下回る入札価格で入札した場合であって、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該入札における見積内訳書の費目別金額が次のいずれかに該当すること。 なお、次の各項で得た額は千円未満を切り捨てるものとする。</p>

新	旧
<p>①測量業務</p> <p>イ 設計上の直接測量費及び測量調査費の合計の額に、10分の9.0を乗じて得た額を下回っていること。</p> <p>ロ 設計上の諸経費の額に、10分の<u>6.5</u>を乗じて得た額を下回っていること。</p> <p><u>②-1 (削除)</u></p> <p>② <u>土木関係及び補償コンサルタント業務</u>（業務価格が業務原価（直接原価＋その他原価）と一般管理費等で構成されている場合）</p> <p>イ 設計上の直接人件費及び直接経費の合計の額に、10分の9.0を乗じて得た額を下回っていること。</p> <p>ロ 設計上のその他原価の額に、10分の9.0を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の<u>6.5</u>を乗じて得た額の合計額を下回っていること。</p> <p>③建築関係コンサルタント業務</p> <p>イ 設計上の直接人件費及び特別経費の合計の額に、10分の9.0を乗じて得た額を下回っていること。</p> <p>ロ 設計上の技術料等経費及び諸経費の合計の額に、10分の<u>7.5</u>を乗じて得た額を下回っていること。</p> <p>④-1地質調査業務（解析等調査含まず）</p> <p>イ 設計上の直接調査費の額に10分の9.0を乗じて得た額及び間接調査費の額に10分の8.0を乗じて得た額の合計額を下回っていること。</p> <p>ロ 設計上の諸経費の額に、10分の<u>6.5</u>を乗じて得た額を下回っていること。</p> <p>④-2地質調査業務（解析等調査含む）</p> <p>イ 設計上の直接調査費の額に10分の9.0を乗じて得た額及び間接調査費の額に10分の8.0を乗じて得た額の合計額を下回っていること。</p> <p>ロ 設計上の諸経費の額に、10分の<u>6.5</u>を乗じて得た額及び解析等調査業務費の額に10分の7.0を乗じて得た額の合計額を下回っていること。</p> <p>⑤ 略</p> <p>(3) 見積内訳明細書の未提出又は提出された見積内訳明細書の記載の不備により、当該入札における見積内訳明細書上の <u>直接測量費及び測量調査費、直接人件費、直接経費、特別経費、技術料等経費、直接調査費及び間接調査費、解析等調査業務費、諸経費又はその他原価及び一般管理費等に相当する額を算出することができないこと</u>（合計金額算出の際に、一括値引き等を行ったことにより、項目毎の額を算出することができない場合を含む）。</p>	<p>①測量業務</p> <p>イ 設計上の直接測量費及び測量調査費の合計の額に、10分の9.0を乗じて得た額を下回っていること。</p> <p>ロ 設計上の諸経費の額に、10分の<u>4.0</u>を乗じて得た額を下回っていること。</p> <p><u>②-1土木関係及び補償コンサルタント業務</u>（業務価格が業務原価（直接業務費＋技術経費及び諸経費）で構成されている場合）</p> <p>イ <u>設計上の直接業務費の額に、10分の8.0を乗じて得た額を下回っていること。</u></p> <p>ロ <u>設計上の技術経費及び諸経費の合計の額に、10分の6.0を乗じて得た額を下回っていること。</u></p> <p>②-2土木関係及び補償コンサルタント業務（業務価格が業務原価（直接原価＋その他原価）と一般管理費等で構成されている場合）</p> <p>イ 設計上の直接人件費及び直接経費の合計の額に、10分の9.0を乗じて得た額を下回っていること。</p> <p>ロ 設計上のその他原価の額に、10分の9.0を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の<u>3.0</u>を乗じて得た額の合計額を下回っていること。</p> <p>③建築関係コンサルタント業務</p> <p>イ 設計上の直接人件費及び特別経費の合計の額に、10分の9.0を乗じて得た額を下回っていること。</p> <p>ロ 設計上の技術料等経費及び諸経費の合計の額に、10分の<u>6.0</u>を乗じて得た額を下回っていること。</p> <p>④-1地質調査業務（解析等調査含まず）</p> <p>イ 設計上の直接調査費の額に10分の9.0を乗じて得た額及び間接調査費の額に10分の8.0を乗じて得た額の合計額を下回っていること。</p> <p>ロ 設計上の諸経費の額に、10分の<u>4.0</u>を乗じて得た額を下回っていること。</p> <p>④-2④-2地質調査業務（解析等調査含む）</p> <p>イ 設計上の直接調査費の額に10分の9.0を乗じて得た額及び間接調査費の額に10分の8.0を乗じて得た額の合計額を下回っていること。</p> <p>ロ 設計上の諸経費の額に、10分の<u>4.0</u>を乗じて得た額及び解析等調査業務費の額に10分の7.0を乗じて得た額の合計額を下回っていること。</p> <p>⑤ 略</p> <p>(3) 見積内訳明細書の未提出又は提出された見積内訳明細書の記載の不備により、当該入札における見積内訳明細書上の <u>直接業務費、技術経費及び諸経費又は直接測量費及び測量調査費、直接人件費及び直接経費、</u> <u>直接調査費及び間接調査費、解析等調査業務費及び諸経費、</u> <u>その他原価及び一般管理費等に相当する額を算出することができないこと</u>（合計金額算出の際に、一括値引き等を行ったことにより、項目毎の額を算出することができない場合を含む）。</p>

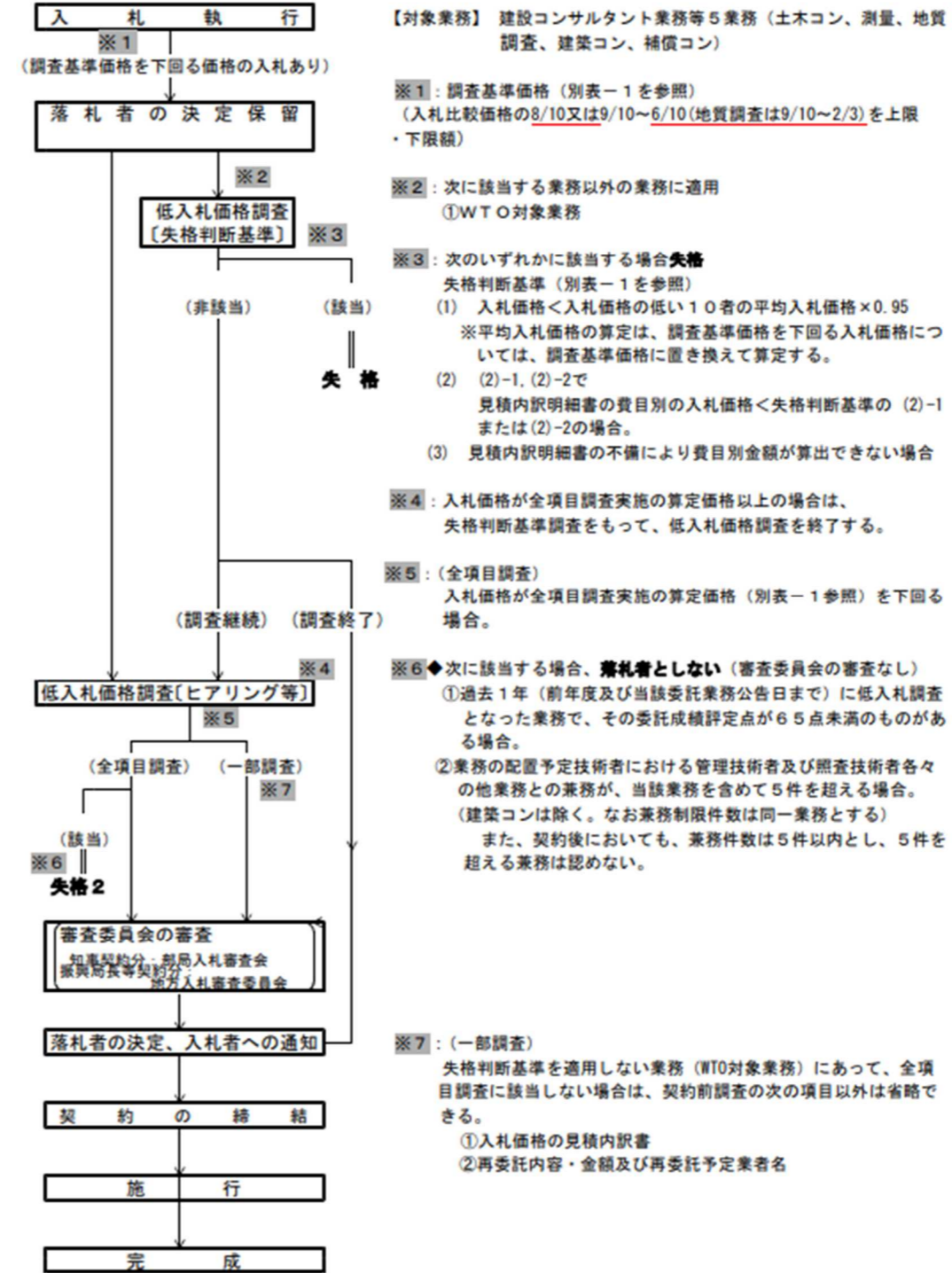
建設コンサルタント業務等低入札価格調査制度実施フロー図

R8.2.1



建設コンサルタント業務等低入札価格調査制度実施フロー図

R2.4.1



新

旧

別表-1

別表-1

業務	範囲	調査基準価格	失格判断基準 (1)	失格判断基準 (2)-1	失格判断基準 (2)-2	全項目調査 <u>(詳細調査)</u>
測量業務	7.5/10 ~ 9/10	直接測量費*1.0 測量調査費*1.0 諸経費*0.65	(※) 10者平均 *0.95	直接測量費*0.9 測量調査費*0.9	諸経費*0.65	直接測量費*0.95 測量調査費*0.95 諸経費*0.65
土木関係 及補償コ ンサル タント業 務(その他 原価・一 般管理費 タイプ)	7.5/10 ~ 9/10	直接人件費*1.0 直接経費*1.0 その他原価*0.9 一般管理費等*0.65	(※) 10者平均 *0.95	直接人件費*0.9 直接経費*0.9	その他原価*0.9 一般管理費等 *0.65	直接人件費*0.95 直接経費*0.95 その他原価*0.9 一般管理費等 *0.65
<u>(削除)</u>						
建築関係 コンサル タント業 務	7.5/10 ~ 9/10	直接人件費*1.0 特別経費*1.0 (技術料等経費+諸 経費)*0.75	(※) 10者平均 *0.95	(直接人件費+ 特別経費)*0.9	(技術料等経費 +諸経費)*0.75	(直接人件費+特 別経費)*0.95 (技術料等経費+ 諸経費)*0.75
地質調査 業務(解 析等調査 含まず)	7.5/10 ~ 9/10	直接調査費*1.0 間接調査費*0.9 諸経費*0.65	(※) 10者平均 *0.95	直接調査費*0.9 間接調査費*0.8	諸経費*0.65	直接調査費*0.95 間接調査費*0.85 諸経費*0.65
地質調査 業務(解 析等調査 含む)	7.5/10 ~ 9/10	直接調査費*1.0 間接調査費*0.9 諸経費*0.65 解析等調査業務費 *0.8	(※) 10者平均 *0.95	直接調査費*0.9 間接調査費*0.8	諸経費*0.65 解析等調査業務 費*0.7	直接調査費*0.95 間接調査費*0.85 諸経費*0.65 解析等調査業務費 *0.75

業務	範囲	調査基準価格	失格判断基準 (1)	失格判断基準 (2)-1	失格判断基準 (2)-2	全項目調査
測量業務	6/10 ~ 9/10	直接測量費*1.0 測量調査費*1.0 諸経費*0.6	(※) 10者平均 *0.95	直接測量費*0.9 測量調査費*0.9	諸経費*0.4	直接測量費*0.95 測量調査費*0.95 諸経費*0.6
土木関係 及補償コ ンサル タント業 務(その他 原価・一 般管理費 タイプ)	6/10 ~ 9/10	直接人件費*1.0 直接経費*1.0 その他原価*0.9 一般管理費等*0.5	(※) 10者平均 *0.95	直接人件費*0.9 直接経費*0.9	その他原価*0.9 一般管理費等 *0.3	直接人件費*0.95 直接経費*0.95 その他原価*0.9 一般管理費等*0.5
土木関係 及び補償 コンサル タント業 務(諸経 費・技術 経費タイ プ)	2/3 ~ 8/10	直接業務費*0.9 (技術経費+諸経 費)*0.6	(※) 10者平均 *0.95	直接業務費*0.8	(技術経費+諸 経費)*0.6	直接業務費*0.85 (技術経費+諸経 費)*0.6
建築関係 コンサル タント業 務	6/10 ~ 8/10	直接人件費*1.0 特別経費*1.0 (技術料等経費+諸 経費)*0.6	(※) 10者平均 *0.95	(直接人件費+ 特別経費)*0.9	(技術料等経費 +諸経費)*0.6	(直接人件費+特 別経費)*0.95 (技術料等経費+ 諸経費)*0.6
地質調査 業務(解 析等調査 含まず)	2/3 ~ 9/10	直接調査費*1.0 間接調査費*0.9 諸経費*0.5	(※) 10者平均 *0.95	直接調査費*0.9 間接調査費*0.8	諸経費*0.4	直接調査費*0.95 間接調査費*0.85 諸経費*0.5
地質調査 業務(解 析等調査 含む)	2/3 ~ 9/10	直接調査費*1.0 間接調査費*0.9 諸経費*0.5 解析等調査業務費 *0.8	(※) 10者平均 *0.95	直接調査費*0.9 間接調査費*0.8	諸経費*0.4 解析等調査業務 費*0.7	直接調査費*0.95 間接調査費*0.85 諸経費*0.5 解析等調査業務費 *0.725

(※) 平均入札価格の算定は、調査基準価格を下回る入札価格については、調査基準価格に置き換えて算定する。

(※) 平均入札価格の算定は、調査基準価格を下回る入札価格については、調査基準価格に置き換えて算定する。